

奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則及び奈良県医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十六号

奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則及び奈良県医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成十九年十二月奈良県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 条例第二条第七号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 内科のうち、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科等の特定の診療科に偏ることなく、多様な疾患を対象とする診療の分野

二 精神科のうち、児童の精神疾患及び発達障害を対象とする診療の分野

第一号様式中「ニ」を「ニ」に、「特定診療科」を「特定診療科又は」に改める。

(奈良県医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第二条 奈良県医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成二十年三月奈良県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 条例第二条第五号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 内科のうち、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科等の特定の診療科に偏ることなく、多様な疾患を対象とする診療の分野

二 精神科のうち、児童の精神疾患及び発達障害を対象とする診療の分野

第一号様式及び第三号様式中「ニ」を「ニ」に、「特定診療科」を「特定診療科又は」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。